

屋外広告物の総量規制の 見直しについて

～野洲市屋外広告物条例施行規則の改正～

令和3年11月26日
野洲市都市建設部都市計画課

見直しを行う基準

○第1種規制地域における許可基準の見直し

- ① 自家用広告物の総量規制について
- ② 自家用野立広告物の個別規制について

野洲市屋外広告物条例

○平成26年8月1日施行

○野洲市景観形成方針を踏まえ、市独自のまちなみを創出し、魅力ある良好な景観の誘導を図るため、広がりのある良好な景観の形成と自然豊かな景観保全に向けた規制となっている。



窓口など

- ◆屋外広告業の登録業者の名簿は滋賀県土木交通都市計画課のウェブサイトに掲載されています。
- ◆屋外広告業を営む場合は、滋賀県が屋外広告業の登録を行います。(大津市界内)
詳しくは、滋賀県土木交通都市計画課
(TEL 077-528-4184) までお問い合わせください。
- ◆申請書の様式及び発行書類一覧表については、野洲市のホームページからダウンロードできます。

野洲市屋外広告物条例のあらまし

野洲市屋外広告物条例を平成26年8月1日から施行します。

野洲市都市建設部 都市計画課
〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地1
TEL 077-587-6324 / FAX 077-586-2176
e-mail : tosi@city.yasu.lg.jp



野洲市

経緯

平成21年4月 滋賀県より屋外広告物事務処理権限の委譲を受けて、
「滋賀県屋外広告物条例」を適用し、許可事務を野洲
市で開始

平成24年6月 景観行政団体へ移行
・・・屋外広告物の基準について検討

平成26年6月 野洲市屋外広告物条例一部施行

平成26年8月 野洲市屋外広告物条例全面施行

※景観行政団体とは景観法を活用した景観行政を推進する地方公共団体をいう。

広告物の種類

■ 自家用広告物

自己の店名、商標、事業内容などを自己の住所、営業所、工場等に表示するもの

■ 非自家用広告物

自家用広告物に該当しないもの

案内図板

非自家用広告物のうち、地図や矢印等の案内内容が表示面積の40%以上を占めている広告物

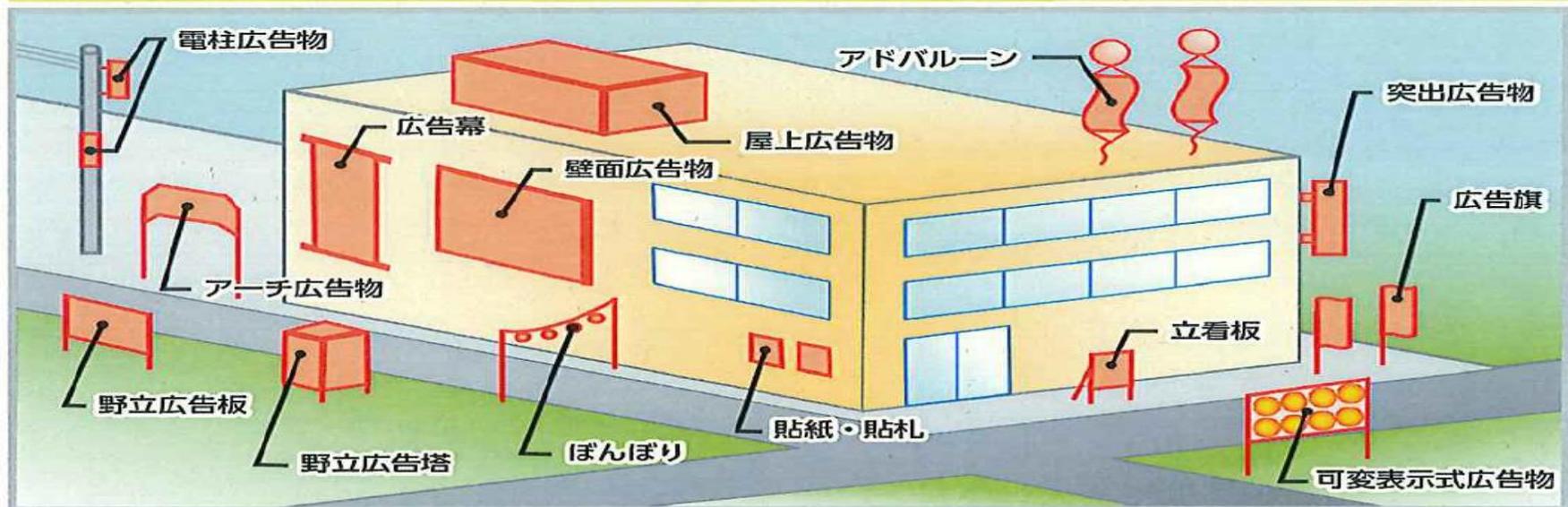


案内内容
40%以上

◆ 可変表示式広告物

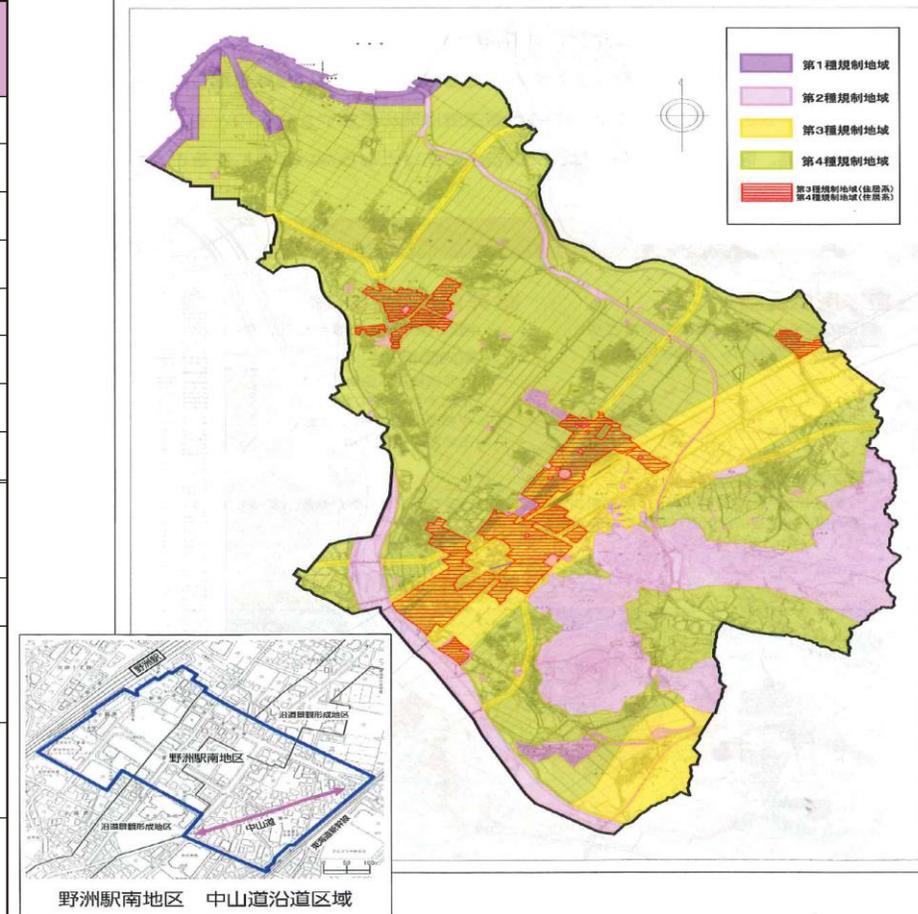
電気等を利用して自ら発光する広告物で、LED・液晶等でデジタル動画を表示するもの、また、電光掲示板並びに回転灯など照射する光が動くもの

広告物の分類



第1種規制地域

地域の種類		第1種規制地域	
自家用 広告物の 基準	総量規制		15㎡
	野立広告 板、塔	表示面の幅	幅：4.5m以下
		高さ	地上から10m以下
	壁面	面積	壁面の面積 × 1/4
		高さ等	壁面からはみ出さない
	突出	突出幅	取付壁面から1.5m以内かつ官境界から1m以内
		上端の高さ	取付壁面の高さを超えない
下端の高さ		【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上	
非自家用 広告物の 基準	案内図板	面積	一面3㎡以下 (2者以上で共同表示する場合は一面あたり5㎡以下)
		高さ	4.5m以下(脚含む)
		同一広告主の 広告物に関する 相互間距離	500m以上
	電柱広告	巻付	下端の高さ：地上高1.2m以上 長さ：1.8m以下 内容は案内図板に限る
		袖付	下端の高さ：【車道】地上高4.7m以上 【歩道】地上高2.7m以上 長さ：1.5m以下 突出幅：0.9m以下 表示面積：1.2㎡以下 内容は案内図板に限る



見直しの背景

○本市の琵琶湖岸(市街化調整区域)は第1種規制地域に指定しており、自家用広告物に対して「総量規制15m²以下」という規制を設けている。

○しかし、湖岸沿いには商業施設・観光施設が一定数存在する。商業・観光業的な利用が想定される施設において、広告物は不可欠な存在であるが、規模に関わらず、一律15m²は公平なのかという課題がある。

○「みどりとみずべの将来ビジョン」(滋賀県)においても、湖辺域は賑わい創出に資する利用活用を促進すると示されている。

○湖岸を有する他市においては、用途地域による自家用広告物の総量規制の除外規定や、市街化調整区域における緩和規定を設けている例があるが、本市においては除外・緩和規定を設けていない。

見直し内容①

自家用広告物の総量規制について

・・・資料4-2 第1種規制地域見直し案(全体)

○表示面積の合計は、15㎡以下とする。

○ただし敷地面積が基準面積(1,500㎡)以上の施設にあっては、緩和措置を設ける。

(1) 広告物の総和 $\leq 15 \text{ m}^2 \times A / 1,500 \text{ m}^2$ (A:敷地面積)

(2) 1,500㎡未満の場合は、1,500㎡で算定する。

(例)敷地面積3,000㎡場合

$$15 \text{ m}^2 \times 3,000 \text{ m}^2 / 1,500 \text{ m}^2 = 30 \text{ m}^2$$

広告物の総和は30㎡となる。

見直し内容②

自家用野立広告物の個別規制について

・・・資料4-2 第1種規制地域見直し案(全体)

○自家用野立広告物については現行の規定のまま、総量規制に緩和規定を設けてしまうと、緩和措置を受けた中で掲出できる面積合計の上限まで野立広告物を掲出することが可能となり、乱立する可能性がある。

(例)敷地面積10,000㎡ならば合計100㎡までの野立広告物の掲出が可能となる。

○野立広告物の乱立を防止する必要がある。



○自家用広告物の野立広告板、塔にあたっては、総量規制の緩和措置を受けたとしても、表示面積の合計は15㎡以下とする。

今後のスケジュール(案)

令和3年11月26日	○景観審議会
令和3年12月～令和4年2月	○規則・あらましの改正 ・野洲市屋外広告物条例施行規則 ・野洲市屋外広告物条例あらまし
令和4年3月	○パブリックコメントの実施
令和4年7月	○野洲市HP・広報(7月号)掲載
令和4年10月1日	○施行